

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ ホールインワン保険金と記念品

**Q** : 私は、先日のゴルフコンペでホールインワンを達成しました。ホールインワン保険に入っていたので、その保険金でメンバーに記念品を贈りました。

ところで、この保険金の申告をする際には、記念品代を差し引いてよいでしょうか。

**A** : 記念品代を差し引くことはできません。

#### 【解説】

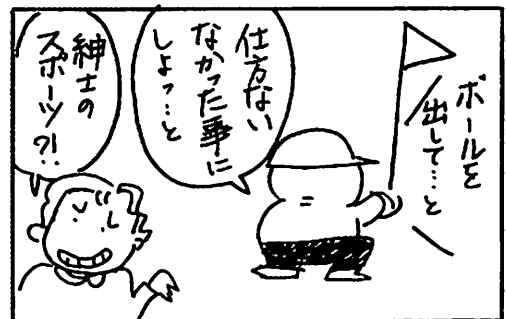
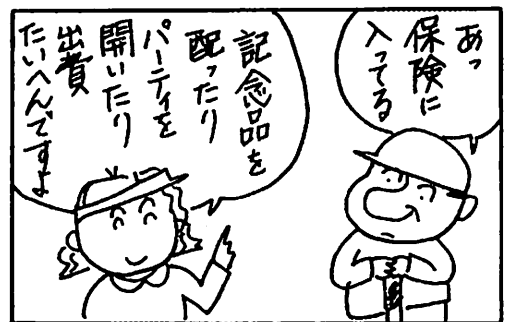
英国のゴルフ歴史家の統計によると、一般ゴルファーでは、10,700ラウンドに1回の確率でホールインワンが起こるというデータがあります。

ところで、ホールインワンをすると、それを記念してパーティーを開いたり、記念品を配ったりする習慣が日本のゴルファーたちの間にあります。ホールインワン達成後のセレモニーは、全体の95%の人が記念品を配り、82%の人が記念パーティーを開催しているといったデータもあります。

ご質問のホールインワン保険による保険金は、対価性を有しない一時的なものですから、一時所得となります。一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額50万円を控除した金額とされています。

その収入を得るために支出した金額に含まれるのは、その保険金の掛金であり、ご質問のような記念品代は含まれません。

したがって、保険金額から記念品代を差し引いて申告することはできません。



KIMIYO-I